

答 申 書

舞鶴市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 2 月 19 日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会
会長 岸田 圭一郎

答 申 書

令和 7 年 2 月 7 日付け舞福保第 127 号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項 1 の「保険料賦課限度額の見直しについて」は、中間所得者の負担軽減に資することから適当と認める。

諮問事項 2 の「保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直しについて」は、物価高騰等の経済動向を踏まえ、所得の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう見直しを行うものであり適当と認める。

諮問事項 3 の「令和 7 年度 1 人当たり保険料について」のうち、医療分と支援分については、本来負担いただくべき保険料額に引き上げる必要があるが、保険料額の急激な引上げとならないよう基金を活用し、被保険者の負担を軽減することは、国民健康保険の安定的な運営を図る上で必要であり適当である。また、介護分については、本来負担いただくべき保険料額が令和 6 年度の保険料額を下回ったため、保険料額を引き下げることが適当である。

以上